

政策会議報告書

平成28年9月2日

報告者 総務部長

件名	「所沢市職員旧姓使用取扱要綱」の施行について		
要旨	<p>職員が婚姻・養子縁組・その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も引き続き従前の戸籍上の氏（旧姓）を文書等に使用することが可能となるよう、9月1日から「所沢市職員旧姓使用取扱要綱」を施行しております。</p> <p>各所属におかれましては、「旧姓使用取扱要綱のポイント」等を参考に、市民や職員などに誤解又は混乱が生じないように努めていただき、職員一人ひとりが、働きやすい職場づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>◎ 旧姓使用が可能な文書等</p> <ol style="list-style-type: none">単に氏名が記載されているもの ・・・職員名簿、名札、名刺など職員の権利や義務に係る文書等で、旧姓使用を原因とする係争がおきるおそれがないもの ・・・出勤簿、年次休暇簿、病気・組合・特別休暇簿など専ら組織内部で使用している文書等 ・・・起案用紙、支出負担行為及び支出命令書、職員配属表などその他、法令等に基づかない文書等で支障がないと市長が認めるもの		
所管名	総務部 職員課	電話番号	04-2998-9048

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。